

にしよどシニアサポーター支援事業実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、高齢者が特技等を生かして活躍できる活動の場を西淀川区役所(以下「区役所」という。)が創出することで、高齢者の社会参加を支援し、西淀川区民の介護予防の推進を図ることを目的とする。

(要件)

第2条 にしよどシニアサポーターは、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 申込時点で満65歳以上であること。
- (2) 大阪市内に在住であること。
- (3) 大阪市暴力団排除条例第2条1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) その他、募集要項において定める要件を満たすこと。

(募集方法)

第3条 にしよどシニアサポーターは、必要に応じて区役所が事業毎に募集を行うものとする。区役所は、活動の日時・場所・内容や条件を定めた募集要項により、公募することとする。

(支援の対象となる活動)

第4条 本要綱による支援の対象となる活動は、にしよどシニアサポーターの活動のうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 区長が実施する事業に関するもののうち、区役所からの依頼に基づくものであること。
- (2) 活動の内容が、営利性・政治性・宗教性を有さず、かつ公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。

(区役所の責務)

第5条 区役所は、予算の範囲内において、にしよどシニアサポーターに対し、前条を満たす当該活動に必要な以下の支援を行うものとし、にしよどシニアサポーターが活動を円滑に実施できるよう努めるものとする。

- (1) にしよどシニアサポーターに対する活動機会の提供
- (2) にしよどシニアサポーターに対する大阪市市民活動保険の提供

(禁止事項)

第6条 にしよどシニアサポーターは、活動期間中、政治的活動、宗教的活動、暴力、威力又は詐欺での経済的利益の追求を目的とした活動をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 にしよどシニアサポーターは、活動により知り得た個人情報を、漏えい、提供、不当な目的での収集、利用等をしてはならない。

これらの個人情報に係る取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)その他関係規定に基づくものとする。

(支援金の支払)

第8条 区役所は、予算の範囲内で、にしよどシニアサポーターの活動に対し支援金を支払うことができる。

支援金の額は、事業毎の募集要項で定めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、各事業の実施に必要な事項は当該事業の実施主体である主管課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。